

文化財の保存と活用

文化財の保護については、文化財保護法や文化財保護条例で指定などの方法が規定されていますが、それらの制度だけでは十分に行うことができません。行政と市民が協働し、文化財の保存と活用に取り組むことが大切です。

問い合わせ先 市役所第2庁舎文化財課 ☎ (0857) 20-3367



平成21年12月に国の登録有形文化財として答申された五臓圓ビル

※現在も保存活用のための募金運動が続けられています。問い合わせは五臓圓ビルを保存活用する会（元町274-6 智頭街道商店街振興組合内）☎ 090-3179-4743まで。

鳥取市の取り組み

本市には、国や鳥取県、鳥取市の指定を受けた文化財や、国の登録有形文化財が、現在270件あります。これらの文化財は、本市が所有者や関係者と協力し、保存管理にあたっています。

また、新たな市の指定や文化財行政の方針については文化財審議会を設置し、専門家の意見を伺いながら実施しています。さらに、鳥取城跡や栃本廃寺跡のような史跡、重要文化財旧美歎水源地道施設などについては、本市が主体となって整備を進めているところ

です。土地に刻まれた歴史の証人である埋蔵文化財については、踏査な

どによって把握を進めています。工事や開発に伴って埋蔵文化財が発見された場合、発掘調査して記録を残すほか、必要な場合には、現状保存のための協議を行います。

市民のみなさんとともに

しかし、指定など、文化財保護法に定められた制度の活用だけでは、無数にある文化財を保存・活用していくことは、マンパワーや予算などの面で現実的に不可能です。

文化財は、持ち主や地域のみなさんによって守られてきた、地域の大切な財産です。市民や所有者に大切にされているということそのものが価値を生むのです。

制度に基づく行政の取り組みと、市民の自発的な取り組みの両方がそろってはじめて、本来の意味で地域の文化財を現代の私たちが活用し、未来の市民に伝えていくことができます。

「地下の弥生博物館」として全国的に知られる国の史跡、青谷上寺地遺跡などは、国・県・市と市民の協働が実を結びつつある好例と言えるでしょう。また、昨年の文化審議会で登録有形文化財として答申された五臓圓ビルのよ



青谷上寺地遺跡では、地元のみなさんが結成する「青谷上寺地遺跡を学ぶ会」とともに遺跡の活用を進めている

うに、市民が中心となって保存・活用に取り組んでいる事例もあります。

関係機関が連携して取り組む

もちろん、文化財の指定や登録になっても、地域のみなさんや所有者の手で大切に守られている文化財もあります。本市でも、鳥取市歴史博物館「やまびこ館」の活動や、史跡整備に伴う調査などの機会を活用して、未指定の文化財の状況把握に努め、指定すべき文化財について、必要な措置をとるなどの努力が続けています。

教育委員会では、今後も市民のみなさんとともに、地域にある文化財の保存と活用に取り組んでいきます。

河川の水質の状況をお知らせします

問い合わせ先 市役所本庁舎環境政策課 TEL (0857) 20-3177

本市では、市内の河川の水質調査を毎年行っています。主な河川の調査結果について、平成20年度までの10年間の状況をお知らせします。

千代川では、経年的に見ると、ほぼ環境基準を満たし、清浄な水質を維持しています。

その他の川もおおむね清浄な状態を保っています。

清らかな水を保つためには、生活の中での工夫が効果的です。「今すぐできること」を一人ひとりが実践することが、水質浄化につながります。次のような工

夫をぜひ実践してみてください。

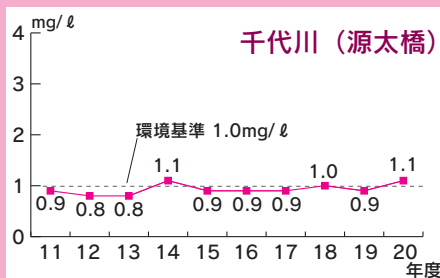
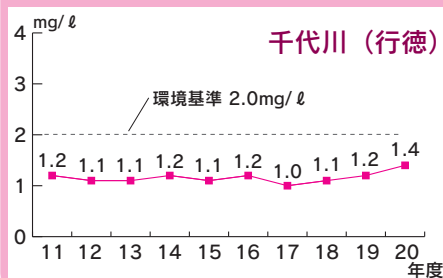
- ①台所から調理くずや食べ残しが流れてしまわないよう、ろ過袋を使う。
- ②食器やなべの油污りは、紙などで拭き取る。
- ③廃油は水路に流さない。

※BOD（生物化学的酸素要求量）

汚れた水をきれいにするために微生物が必要とする酸素の量。河川の汚れの目安とされ、数値が大きいほど水が汚れています。

千代川のBOD

※有富川合流地点より上流は、BOD1.0mg/ℓ以下、下流はBOD2.0mg/ℓ以下の環境基準が設定されています。



千代川以外の主な川のBOD

